平成２３年（フ）第６５９８号
東京都江戸川区中央１丁目25―３
債務者　佐野　　愛
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６６５８号
埼玉県八潮市緑町３丁目14―７―105
債務者　井上　友也
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６６５９号
埼玉県八潮市緑町３丁目14―７―105
債務者　井上　聖子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５１号
青森県五所川原市字末広町１番地102
債務者　櫻庭　里美
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月12日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第５５号
青森県つがる市車力町屏風山１番地96　中塚団地12号
債務者　北沢　修子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月12日午後２時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第５６号
青森県つがる市木造館岡上稲元111番地３
債務者　越後谷昭雄
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月15日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第５３号
北海道帯広市西６条南30丁目11番地　プロムナード２―103号室
債務者　小野寺寿博
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１０２号
北海道帯広市西13条南12丁目１番地25
債務者　大川　昭夫
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１１４号
北海道帯広市西12条北３丁目１番地47　アロウンズマンション123―108号室
債務者　小畑　義勝
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１２２号
北海道河西郡芽室町東二条５丁目10番地１
債務者　桑原　　清
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第３８３号
茨城県土浦市常名1906番地３　吉田住宅一戸建
破産者　金田　誠一
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第７７号
兵庫県豊岡市岩井819番地、工場の所在地兵庫県豊岡市岩井1169番地
破産者　今井工務店こと　今井　清美
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第１１８７号
札幌市北区北39条西７丁目１番６号　麻生N397―101号、開始決定時の住所札幌市南区藤野６条６丁目６番６号
破産者　荒木　一幸
1　決定年月日　平成23年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９３６号
北海道北広島市山手町８丁目５番地11
破産者　照井美佐子
1　決定年月日　平成23年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２１号
北海道勇払郡厚真町字上厚真22番地の１
破産者　明戸　　浩
1　決定年月日　平成23年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第３８２号
北海道釧路郡釧路町睦３丁目３番地３　オノコーポラス睦203号室
破産者　鹿又　輝夫
1　決定年月日　平成23年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所